# 第2回 長岡地域任意合併協議会

会議録

# 第2回長岡地域任意合併協議会会議録

- 1 会議を開催した日時及び場所
  - · 日 時 平成15年2月13日(木) 午前10時
  - ・場 所 ホテルニューオータニ長岡
- 2 会議出席委員の氏名

森	民夫	久住	時男	馬場潤一郎	樋山	粂男
大野	勉	遠藤錚	戴四郎	長島 忠美	大橋	義治
二澤	和夫	稲田	順一	外山 康男	佐々を	木保男
熊倉	幸男	米持	昭次	坂牧宇一郎	矢野	一夫
大地	正幸	伴内	勝栄	八木 庄英	鈴木	正一
西川	洋吉	今泉	實	五十嵐亮-	- 石坂	敏雄
石黒	貞夫	野島	六司	大桃 健三	<b>坂牧</b>	正憲
高野	哲四	樋口	章一	野田 幹男	田村	巖
朝日	由香	村上	雅紀	若杉 リツ	ケルタ 佐藤	織江
北村	公	池田	守明	高森 精二	小林	民雄
大矢	治雄	小池	進	高野 徳義	酒井	利幸
平野	保雄	中沢	清	鈴木 隆三	<u>.</u>	
					以上	47名
(欠席委	員の氏名)					
長谷	川孝	鑓水	義慎	池島	豊口	協

以上 4名

# 3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

#### 事務局(北谷)

ただいまから、第2回長岡地域任意合併協議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます長岡市企画部長で任意合併協議会事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、森会長よりごあいさつを申し上げます。

#### 会長(森 民夫)

第1回目の協議会を1月14日に開催いたしまして、ちょうど1カ月たったわけでございます。第1回目は、規約や規程、事業計画、予算等任意協議会の枠組みを確定させるためのものでございました。

本日の2回目は、それを受けまして合併に関する基本的な事項の内容と協議順、新市の将来構想の策定方法、各種事務事業の調整案の作成方法など、協議会での協議事項の協議順や協議会に提示するそれぞれの案の作成方法につきましてご協議をいただきたいと思います。

これからの協議の方向性を決める会議であるというふうにご理解いただければよろしいかと思います。 有意義な協議が行われるよう活発な協議会になりますことを特にご期待を申し上げます。

# 事務局(北谷)

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、前回この委員会を欠席されました2名の委員さんをご紹介いたします。恐れ入りますが、ご紹介されました方につきましては自席にてご起立の方をお願い申し上げます。

最初に、三島町の住民代表の大矢様でございます。続きまして、山古志村住民代表の酒井様です。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

なお、本日の欠席は、越路町の住民代表の鑓水委員と学識経験者の豊口委員、また小国町の長谷川助役、小国町の池島委員、以上4名の方がご欠席されておりますが、協議会委員51名中47名の出席をいただいておりますので、規約第6条第3項に基づきまして会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の議事に係る資料のご確認をいただきたいと思います。事前に配付したもの、また本日追加で配付したものがありますので、それぞれ必要なものがあるかどうかご確認をお願いいたします。

まず、本日の資料でございますが、1枚物の次第でございます。次に、報告でございます。議題につきましては、25ページ物の議題(1)のほか、議題(2)、議題(3)、議題(4)があろうかと思います。また、あらかじめテーブルの上に追加資料と既に皆様にも郵送させていただいてあります長岡地域任意協議会だより創刊号を参考までにお配りしてございます。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、この後の議事進行につきまして、規約第6条第1項の規定によりまして会長よりお願いい たします。

# 議長(森 民夫)

それでは、早速でございます。これより議事に入らせていただきます。

2の報告の(1)、出納監査2名の指名についてでございますが、これは前回にも申し上げましたとおり、規約第13条第1項の規定に基づきまして会長が指名することとなっております。記載してございますとおり、中之島町助役の佐々木委員と三島町助役の米持委員を私の方で指名させていただきましたので、ご報告をいたしたいと思います。

次に、(2)、幹事会の幹事長及び副幹事長についてでございますが、これは1月24日に行われました第1回幹事会におきまして今回の協議会の議題等を調整したわけでありますが、その際関連規定に基づきまして幹事長に長岡市助役の二澤委員が、また副幹事長に越路町助役の熊倉委員がそれぞれ互選されたものでございますので、ご報告をさせていただきます。

以上4人の委員さんにつきましては、大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願い申し上げます。 次に、第3番目の電算化状況調査の委託についてでございます。これは、第1回協議会の事業計画で ご承認をいただいたものでございますが、詳細を事務局から報告をいたします。

#### 事務局(高橋)

事務局の高橋でございます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

報告を1枚おめくりください。電算化状況調査の委託についてでございます。第1回目の協議会でも若干の説明をいたしましたが、調査の目的及び内容ということでございますが、合併時の電算のシステムの統合を円滑に行うための基礎資料とするため8市町村の電算システム等の現状を調査し、課題を分析するものでございます。

なお、調査項目につきましては、2の調査の内容のところに記載のとおりでございます。

3 でございます。調査を委託する業者の選定方法についてでございますが、恐縮ですが、本日追加資料としてお配りをいたしました A 4 の 1 枚物でございますが、電算化状況調査業務委託業者決定の経緯をお出しください。追加資料でお配りいたしました A 4 の 1 枚物でございますが、電算化状況調査業務委託業者決定の経緯でございます。よろしいでしょうか。では、説明いたします。委託業者名でございますが、日本電気株式会社長岡支店でございます。委託の予算金額につきましては、400万円でございます。契約締結の時期につきましては2月下旬としておりますが、本日の報告後できるだけ早く契約し、3月末までに作業を終了させたいと考えております。

次に、選定の経緯でございますが、本業務につきましてはいわゆるプロポーザル方式で業者選定を行うこととしました。構成8市町村へのシステム等の納入の状況、長岡市以上の都市規模のシステムの納入、さらには合併対応等の実績、これらのことを判断いたしまして3社に今回の私どもの調査に対する提案書の提出を依頼いたしました。3社すべてから提案書の提出を受けまして、任意協議会情報分科会において事前に作成いたしました審査項目、当地域の合併への理解度、調査方法、経費等、これらを中心に各社の提案書を評価し、比較した結果、先ほど説明いたしました日本電気株式会社長岡支店に決まったものでございます。

なお、この業者の主な実績としましては、記載のとおりでございます。

電算化状況調査業者決定の経緯につきましては、以上でございます。

議長(森 民夫)

はい、どうもありがとうございました。

以上で予定をしておりました報告事項は終了いたしましたが、少し私の方から皆さん方にご報告をしたいことがございます。先日長岡市役所におきましての記者会見の席上で、出雲崎、和島、与板、また小千谷、川口も含めた40万人都市構想ということで記者さんのご質問に答える形で私発言をいたしましたが、これはあくまで本協議会の会長としての発言ではなくて、長岡市長としての考え方を申し上げたものでございます。したがいまして、この協議会の了承を特に得ないで発言したわけでございますが、あくまで長岡市長の責任において私の考え方の一端を述べさせていただいたものでございます。

それで、その後各五つの市町村長さんともお会いをいたしまして、私の真意のご説明も申し上げました。その段階では、直ちに長岡市長の提案に賛同するというわけにはいかないけれども、そういう提案をもとにこれから市民サイドでいろんな議論が行われるであろうから、その市民の議論が熟してくればまたぜひ参加させていただきたいという場合もあろうし、あるいはまた別の道を歩むこともあるでしょうということで、選択肢の一つというような感触はいただきましたけれども、いずれにしても住民の、市民の考え方をきちんと確認するまでは決められるものではないというのが各市町村長のお考えでございました。

特に出雲崎と和島と与板の3町村につきましては、2月の下旬に全戸対象に3町村共通のアンケート調査を実施する予定だそうでございます。そのアンケート調査の結果、ぜひこの8市町村との大同団結の方向でというような結論がもし出た場合は、これはぜひお願いをしたいと。しかし、それはやってみなければわからないことで、そういう結論にならずに、例えば3町村で合併するという結論になるか、あるいはそれぞれの1町村が単独でいくという結論になるか、それは各町村長さんも現段階ではわかりかねることだと、こういうご返事でございました。

ただ、そのときに私が特に頼まれましたのは、仮に町村のアンケート結果でぜひともこの8市町村に合流したいという結論が出たときに完全に門を閉めるようなことはしないでほしいと、その場合は温かく受け入れてほしいと、こういうご要請ございました。これは、長岡市長単独ではお答えしかねる問題でございますので、特にお答えしないで帰ってまいりましたが、この任意の協議会は最初から申し上げておりますように任意でございますから、いつ抜けてもいいわけですし、また入ってくるのもあり得るという前提でやっておりますので、完全にその門をシャットアウトするというわけではないというふうに私は考えますけれども、特にその辺についてご意見ございますでしょうか。入れる入れないはそのときにまた申し入れがあって初めて皆さんにお諮りして決めていく話でありますけれども、基本的には門を開くという方向で考えていいのではないかというふうにそのとき私は思って帰ってまいりましたが、特に返事はしておりません。何かそのことについてご意見ございますでしょうか。いずれにしましても、その次点でまた皆さんにお諮りすることでございますので、そういうことで基本的に考えてまいりたい

というふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

合併に関する基本的な事項の協議内容及び協議順についてでございます。これは、委員の皆さんに合併に関する基本的な事項の内容と事項間の関連をご理解いただきたいということがまず第1点でございます。次に、それを踏まえていただいた上で本協議会での協議順をどのようにするかを協議いただきたいというものでございます。任意協議会での協議の順番をどのようにするかはそれぞれの事項の調整や事務の調整をどのように行うかにとって非常に重要な事項でございますので、任意協議会で協議いただきたいというものでございます。

それでは、まず事務局から内容について説明をしていただきます。

# 事務局(高橋)

それでは、説明いたします。

議題(1)、合併に関する基本的な事項の協議内容及び協議順について、左上にホチキスでとめてある冊子のスタイルになっているものでございますが、説明をいたします。

まず、この資料の形式でございますが、Q&A形式でまとめさせていただいております。できるだけ 委員の皆さんからご理解いただけますように、いわゆる合併のマニュアル、それから全国的な例をもと にしながら、その中にも可能な限り長岡地域の状況も取り入れさせていただいたものでございます。し たがいまして、項目によりまして多少濃淡があったり、項目によっては任意協議会だけではなくて、法 定協議会、事務整理等のすべての調整が終わった最終的な内容について記述してあるというような部分 もございますが、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、順次説明をいたします。まず、1ページでございますけども、第1回目の協議会でご説明させていただいた19項目を大きく三つにわけております。まず、1番としまして基本項目、これは合併協議の根幹をなすものでありまして、いわゆる最も重要な項目となっております。さらに、他の協議項目に影響するものもこの中に含まれておるものでございます。

次に、2番、法による特例項目でございますが、これは合併特例法という法律の中で定めのある項目 でございます。基本事項に次ぐ重要な項目ということでございます。

3番のその他でございますが、上記の1番、2番以外のものをその他として整理をしておりまして、 事務的な整理に関するような項目も中に含まれております。それから、1回目の協議会で説明しました1 9項目の順番を今申しました考えで整理しておりますので、順番が違っておりますが、ご承知おきいただ きたいと思います。

それでは、内容の説明に入ります。 2ページをお開きください。合併の方式に関することでございます。新設合併と編入合併、この二つの違いがどこかということになっておるわけですけども、当然のことながら新設合併と編入合併とでは制度上の取り扱いが大きく異なってまいります。主な内容としましては次のページ以降で順次説明いたしますが、ここでは最近の合併の事例について少しお話をさせてい

ただきます。平成3年の4月1日以降、17件の合併が全国的に行われております。それが下の表でまとめられているものでございます。ケースとしましては、新設合併が8件、編入合併が9件となっております。それぞれの事情があるわけですので、どうだから新設、どうだから編入ということは、決定的なものはないわけですが、一般的な傾向としましては同規模の市町村が合併する場合は新設合併というようなケースが多うございます。それから、核となる都市がある場合は編入合併となる事例が多いというようなことがこの表からうかがわれております。

次に、3ページ、次のページをお開きください。ここでは新設合併と編入合併の違いを表にまとめたものでございます。まず、定義でございますが、新設合併でございます。二つ以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの、これが新設合併の定義でございます。編入合併でございますが、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの、このように定義がされております。その次に、法人格でございますが、新設合併におきましてはすべての市町村の法人格が消滅し、新たに一つの法人格が発生するというものでございます。編入合併におきましては、編入する市町村の法人格が継続する。したがって、編入される市町村の法人格は消滅するというものでございます。以下、表という形でまとめてございますが、合併市町村の名称以下につきましては次のページ以降に出てまいりますので、そこで順次説明をさせていただきます。

次に、4ページでございます。合併の期日に関することでございます。合併の期日を協議する上で留意する事項は何かということでございますが、これにはさまざまな視点があるわけでございますが、さまざまな視点を総合的に勘案して判断すべきであるというようなことになろうかと思います。

では、どの部分を総合的に、どういう部分をということになるわけですけども、(1)の、市町村の合併の特例に関する法律の期限、法律によって特例を受けられる期限が決まっておりますので、ここが一つの目安になるだろうということでございます。さらには、、市町村長、議会議員の改選時期、

、合併協議の進みぐあい、スケジュール、当然こういったこともかかわってくるわけでございます。 それから、 、合併に係る手続の期間、これは関係市町村の議会で合併についての議決をしていただい た後に、県議会での議決であるとか、総務大臣の方に書類を出しまして告示をしていただく等々かなり の期間が必要になります。その辺のスケジュールをにらんで合併期日を決める必要があると。さらには、合併に向けた電算の統合、かなり時間のかかる部分でございます。条例等の整備、組織体制の整備など、これらの準備期間を考慮する必要があるということでございます。

(2)は、具体的に何月何日にするかというレベルの話になるわけですけども、重要な部分は 、統合する電算システムのスムーズな移行が可能であるようなスケジュールを考える必要があるということです。一般的な例としましては、電算システムを統合する際に内容を実際本稼働まで何日間かチェックする必要が出てまいりますので、業務をすべてストップしてチェックをするために休日を合併日の前にどれだけ挟めるか、そんなことがかなりな課題になってくる例が多いようです。さらには、事務的な話

になりますけども、住民の異動時期、事務が対応可能かどうかというようなこと、それから住民の異動以外の行政全般の業務の繁忙の状況がどうかということ。ここで言っておりますのは、単に事務の対応が可能かどうかということを言っているのではなくて、住民生活に支障を来さないためにどういう時期を選ぶかという観点が大事だということを言っているわけでございます。

次に、おめくりいただきまして、5ページでございます。新しい市町村の名称でございます。一般的なケースとしまして、新設合併の場合は新たに制定をする。編入合併の場合は、編入する市町村の名称となるというのが一般的なケースでございます。ただ、当然のことながら新設合併であっても合併関係市町村、例えば私どもであれば8市町村と同じ名称を使うことも可能ですし、編入合併の場合でも新たな名称をつけるということも可能でございます。そこで、下の方の表に平成3年4月1日以降に合併した市町村の名称がどうなったかということが表でまとめられております。上の方の表が新設合併でございますけども、ほとんどのところで新しい名称を使っておりますが、北上と篠山については従来の名称を使っているということでございます。それから、下の表は編入合併の名称の例でございますけども、すべてのところで同じ名称を使っていると。中段にあります鹿島につきましては、「鹿島町」が「鹿島市」になったということですので、名称としては同様の名称を使ったという理解になろうかと思っております。

次に、6ページ、新市の事務所の位置でございます。いわゆる合併したときに市役所、役場をどこの場所に置くかということでございますけども、どのように決定していくかということですが、新設合併の場合は新たに制定というような考え方でございます。編入合併の場合は、通常であると編入する市町村の事務所の位置を新しい市の、市町村の事務所の位置にするというようなことでございます。いずれにしましても、住民の方の利用に最も便利であるように、例えば交通の事情であるとか、他の官公庁の配置の状況であるとか、それらのことを考えながら決めていくということになろうかと思っております。

次に、7ページでございます。議会議員の定数及び任期の取り扱いでございます。議会議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、原則と、それから特例というのがございまして、かなり複雑な内容になっております。したがいまして、この部分だけで4ページを割いて資料を調製してございます。

まず、7ページの最初ですけども、原則としましては、新設合併の場合は関係市町村の議員全員が失職するということになります。したがいまして、新たに選挙をするということになるわけですが、そのときの法定数、何人で選挙をするかという原則論ですが、46名になります。区分で言いますと人口30万人以上50万人未満という区分に該当しまして、46名で選挙を行うという考え方でございます。それから、編入合併の場合の原則は、編入する市町村の議会議員はそのまま在任し、編入される市町村の議会議員は失職するというのが原則でございます。

原則論の話をいたしましたけども、当然特例というのがございまして、特例につきましてはいわゆる 定数特例と言われております人数上の特例、それから在任特例と言われております任期上の特例がござ います。最近合併した市町村が新設合併、編入合併それぞれ特例をどのように使っているかというのが 下の表でございます。この表によりますと、新設合併の場合は在任特例を利用する場合がほとんどであるというようなことがうかがわれます。それから、編入合併の場合は適用せずの場合もありますし、定数特例の場合もあるし、在任特例の場合もあると。それぞれの事情によりさまざまであるという状況でございます。

次、8ページでございます。ここでは新設合併の場合の特例について説明をいたします。新設合併の場合のまず定数特例でございます。人数上の特例ということでございます。新しい市になるわけですので、設置選挙を行うわけですが、先ほど定数は46名というお話をさせていただきましたが、特例としましては定数の2倍、つまり46人の2倍である92人について設置選挙を最初の選挙についてはできると、することが可能であるという規定がございます。したがいまして、4年間は92人でいきまして、その後の選挙では通常どおりの定数で選挙をするという考え方でございます。

次に、在任特例、任期上の特例でございます。これは、合併にかかわった合併関係市町村の議員さんが全員そのまま在任できると。期間を2年間としております。つまり8市町村の議員定数は現在161名ですので、この特例を使いますと161名が選挙なしに合併後2年間在任をするという考え方でございます。2年経過後、その後は一般選挙というような考え方になります。

次に、9ページでございます。編入合併の場合の特例でございます。説明に入ります前に、編入合併の場合の特例につきましてはどこかの市町村に編入合併をした場合にどうなるかということで数値をはじき出すことになるわけですが、ここでは仮に長岡市への編入合併となった場合ということを想定をして説明をさせていただいております。

まず、定数特例でございますが、定数特例の人数は51名ということになります。51名の内訳は、下の表のところでまとめられております。この特例の人数の51名のうち、長岡市の議員の人数が33人おります。編入合併ですので、33人についてはそのまま在職するという形になりますので、51人から33人を引きました18人について増員の選挙を合併時に行うという考え方になります。この18人を選挙する際には旧市町村、それぞれの合併前の市町村の区域で選挙区を設けて選挙を行うという考え方になります。それから、編入合併につきましては、この最初の特例をとる期間を編入先の議員の残任期間ということになっておりますので、仮に長岡市の例であれば合併後約2年間はまず最初の定数特例を使うというような考え方になります。さらに、次の一般選挙につきましても定数特例を同様に使うということが可能となっております。

次に、10ページでございます。編入合併の場合の特例としまして在任特例についての説明をいたします。編入される関係市町村の議会の議員の人数は、先ほど申しましたように全部で定数としまして161名でございます。したがいまして、在任特例であれば編入する議会の議員の残任期間だけ全員が在任できるというような形になります。つまり161名が合併後約2年間にわたって在任するという考え方になります。さらに、その約2年間終わった後につきましては、選挙によって先ほど説明いたしました定数特例をとることも可能になってまいります。人数的には恐らくこのやり方が最大の人数になろうかと思っ

ております。議会の議員の特例については、以上でございます。

次に、11ページをお開きください。ここでは、農業委員会の委員の定数及び任期についてご説明をいたします。まず、合併後の農業委員会の組織、定数、任期ということですが、組織について原則どうなっているかということでございます。原則としましては、農業委員会は1自治体1農業委員会というのが原則でございます。ただ、特例がございまして、区域が大きい自治体、私ども8市町村合計しますとこれに該当いたします。この場合は、区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができるというような特例がございます。これが農業委員会の組織についての特例でございます。

次に、定数、それから任期の特例でございます。これは12ページに表でまとめられておりますけども、かなり細かい区分になって、複雑な表になっておりますが、原則としましては新設合併の場合はすべての委員が身分を失うということになります。編入合併の場合は、編入される市町村の委員は身分を失うということになっております。さらに、議会議員と同様に特例がそれぞれ設けられておりまして、新設合併につきましても編入合併につきましても委員の定数や任期について特例が定められております。ただ、特例を適用するかどうか、特例を適用する場合にどういった方法を採用するか、そこは協議会で協議を進めていくということになっております。

次に、13ページでございます。地方税の不均一課税でございます。市町村の合併後、税につきましては、税だけではないんですが、さまざまな行政制度の調整が行われるわけですけども、合併市町村の全区域にわたって、例えば税であれば均一の課税をすることがかえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くと認められる場合、合併が行われたその年度、それからここに続く5年度に限って不均一の課税をすることができるという制度がございます。不均一の課税といいますのは、要するに統一しないでばらばらでいってよいということになります。例えば市町村民税の均等割というものがございますが、長岡市の場合2,500円でございますが、それ以外の市町村さんは2,000円という金額でございます。例えばこれを統一して一律でいくのか、それともばらばらでいくのか、5年間にわたってそういう選択をすることは可能であるというのが不均一課税でございます。

次に、14ページでございます。ここでは、一般職員の身分の取り扱いについてでございます。私ども一般職員ということでございますが、合併後に新設合併、編入合併でどうなるのかということでございます。制度としましては、編入合併における編入する市町村は法人格はそのまま存在するわけですので、その職員は失職はしないということになります。一方、新設合併における関係市町村、すべての市町村ということになるわけですが、これは法人格がなくなるわけですし、編入合併の際の編入される市町村については同様に法人格がなくなるわけですので、職員は失職するというようなことになります。ただ、当然職員がいなくては行政運営はできないわけですので、合併特例法の中で定めがございまして、合併の関係市町村はその協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないという定めをしております。したがいまして、協議会において消滅する市町村があるとすれば、その消滅する市町村の一般職

の職員を引き継ぐ旨の協議をしていただいて取り決めをしていただく必要が出てまいります。さらに、 身分的なものに加えまして、職員の任用制度、給与、その他の勤務条件等について、合併前後で著しい 不均衡が生じないような取り決めについてもご議論をいただくということになっております。

次のページ、15ページ、地域審議会でございます。ここでは、地域審議会とはどういうものかということを言っております。まず、地域審議会がなぜ議論されるのか、なぜ地域審議会を検討するのかということになるわけですが、合併をいたしますと行政区域の拡大により、住民と行政の距離が大きくなることによって住民の意見が合併市町村の施策に反映できにくくなるというような意見があるわけでございます。したがいまして、これらのことを考慮しまして地域審議会というような制度が検討されたわけでございます。地域審議会と申しますのは、旧市町村の区域、合併前のそれぞれ市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策、合併後の新しい市町村の施策に関して合併市町村、新しい市町村の長から諮問を受け、また必要に応じ新しい市町村の長に対して意見を述べることができる新しい市の附属機関というような位置づけでございます。したがいまして、この地域審議会を設置するかどうかというような観点、それから設置する場合にどういうような役割を地域審議会に持たせるのか、こういった点についてご協議をいただくというような考え方になります。

次に、16ページ、財産の取り扱いについてでございます。合併関係市町村が所有する財産の取り扱いが合併後にどうなるかということでございますが、合併後の市町村の一体性の観点、これが一番重要な、大事な観点になるわけですけども、これらの観点から合併前の市町村が持っていた財産、例えば土地、建物、債権、債務、これらを新たな市町村に引き継ぐ場合が多いとなっておりますけども、これが原則になろうかと思っております。例えば公の施設を共有して使用できるということは住民にとっては大きなメリットになるわけですので、全体として、一体として、一つの自治体として運営をしていくという考え方でございます。ただ、財産についてはいわゆる正の財産、土地であるとか、建物であるとか、正の財産もありますし、それから債務等負の財産もあるわけですので、これらのいずれも内容を明らかにした上で協議をしていくということが大切になってくると思っております。

次に、17ページでございます。特別職の身分の取り扱いでございます。合併後の特別職の身分がどうなるかということでございます。編入合併の場合は、編入される市町村の特別職の職員は全員失職という制度になっております。新設合併の場合は、当然のことながらすべての市町村の特別職が、全員が失職するということになっております。合併に関係した市町村の特別職の職員が一斉に失職をいたしますと、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性が出てまいります。したがいまして、失職する特別職を当分の間例えば参与というような位置づけ、または顧問というような位置づけにしまして、また別な特別職として位置づけるという事例がございます。こういった部分についてもご議論をいただくことになります。

次に、18ページ、組織機構及び支所でございます。組織機構につきましては、新設合併の場合は条例 や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要が出てまいりますので、合併関係市町村の間で協 議を行い、合併までに当然内容を固めておく必要が出てまいります。編入合併の場合につきましては、 基本的には編入をする市町村の組織や機構がそのまま使われるというケースが多くなってまいりますの で、逆に編入される市町村の事務に対応できるように編入する市町村の組織を機構改革をしていくとい うようなのが基本的な考え方になろうかと思っております。

さらに、組織全体をちょっと離れまして出先機関でございますが、これは新設合併、編入合併、どちらの場合におきましても従来の市役所、町村の役場も含めてということでございますが、支所または出張所とする例が多く見られております。また、その支所、出張所にどの程度の事務を取り扱わせるのか、さらにはどういった組織の位置づけにするのか、どのぐらいの人員を配置するのか、どれだけの広さの区域を所管させるのか、いずれにしましても市町村の事務の効率化、それから住民の利便性との均衡をどのように図っていくのか、これらのことを念頭に置きながら十分に検討していくということになります。

次に、19ページでございます。ここでは、条例、規則の取り扱いをどうするかということでございます。かなりの部分が制度調整が固まった上で、その調整された制度に基づいて条例、規則をつくっていくというようなことになるわけですけども、一般論で言いますと、新設合併につきましては合併の関係の市町村の条例、規則はすべて失効、なくなるわけです。したがいまして、合併時に施行を必要とするような条例、規則は、合併時までに検討する必要が出てまいります。合併後に調整を行うこととなった事務事業、要するに合併後に制度の調整をするというような決め事になったものにつきましては、合併後順次条例、規則を制定していくというようなことになります。それから、編入合併の場合につきましては、編入する市町村の条例、規則を引き続き使うような形になるわけですが、当然新たに定める必要のあるものが出てまいりますので、それはそこに加えていくというような考え方になります。また、編入される市町村独自の条例、規則があるわけですけども、それらのものについても当然調整を図っていく必要が出てまいります。

次に、20ページでございます。合併に伴う一部事務組合の取り扱いでございます。一部事務組合と申しますのは、現在事務事業の効率的な執行のために、例えばごみ処理であるとか消防などのように幾つかの市町村で一つの事務を組合を設立して執行、対応しているというようなものがございます。幾つかの市町村で組合をつくっているわけですので、合併をしますと当然この一部事務組合を構成する市町村が変わってくるわけでございます。したがいまして、これらの調整をどのようにするかということが協議が必要になってくるということでございます。協議会の前の研究会の中でも、一部事務組合につきまして調整をどのようにするかと議論はされておりまして、方法としましては、例えば調整が不要な一部事務組合も出てくるだろうと想定しておりますし、調整が必要な一部組合も出てくるだろうと想定しております。つまり構成するその一部事務組合がすべて8市町村の中に入ってしまえば、8市町村の中で構成している一部事務組合につきましては簡単に言いますと一つの市になるわけですので、組合を解散をして事務を引き継げばいいというような考え方になろうかと思っております。それから、8市町村以

外の市町村で構成をされているような事務組合につきましては、規約を改正して再度一部事務組合を構成し直しをするか、もしくは組合自体を解散しまして、新しくできた市とそれ以外の一部事務組合の構成をしていた市町村との間で事務の受委託を行うか、いずれにしましても合併の枠組みが確定、これは私ども8市町村だけという意味ではなくて、周りの市町村もという意味でございますが、確定した段階で関係市町村の間で具体的な対応方法について協議をする必要が出てまいります。

次に、21ページでございます。使用料、手数料の調整をどのようにするのかということでございます。使用料、手数料は住民生活にかなり密接にかかわってくるものでございますので、住民生活に影響を及ぼさないように十分に検討をしていくということが基本になってくるわけでございます。使用料、手数料といいましてもかなり広範囲になるわけですけども、大きな区分けをしますと、中段の方にございます、、、、例えば体育施設、文化施設、公民館等の施設の使用料というのがございますし、それから各種証明の手数料関係というのがございます。それから、でございますけども、特に住民生活に密接に、極めて密接に関係するものでございます上下水道、それからガス事業関係なんかの使用料などでございます。これらの異なる制度を統一していくわけですので、調整の方法や制度統一が円滑に進むような配慮が必要になってくると。この辺についてご協議をいただくという考え方でございます。

次に、22ページ、公共的団体の取り扱いでございます。公共的団体と申しますのは、それぞれの市町村の区域内にある公共的な団体ということになりますので、例示としましてはここに幾つか挙がっておりますけども、かなりの数があるわけでございます。当然のことながらそれぞれ設置された経過があるわけでございますし、それぞれ今現在活動している実態、状況があるわけでございます。したがいまして、行政の方から一律に統合を進めるというわけにはいかないものでございますが、新市の一体性の確保という観点から統合をした方が住民サービスにいいもの、住民生活に影響の出るものについては検討を進める必要があるというような考え方でございます。

次に、23ページ、町名または字名の名称変更ということでございます。ここでは、手続がどうなるかということと、それから合併施行日と同日に変更ができるのかどうかというような問いになっておるわけなんですが、皆さんご存じのとおり、町名であるとか字名はそこに住んでいる人たちにとって愛着の深いものですので、一般的には従来どおり存続させるというようなことが多いわけでございます。ただ、全く同じ名称の町名であるとか字名があった場合、そこをどうするかという協議が必要になってくるということでございます。手続関係としましては、市町村の議会の方で議決をしていただいた上で都道府県知事の方に届けるというような手続関係になるわけでございます。具体的な手続につきましては編入合併、新設合併で手続は違ってまいりますが、町名、字名でございますので、いずれにしましても合併日には間に合うような形で調整をするというような考え方でございます。

次、24ページ、各種団体の補助金、交付金の取り扱いでございます。各種団体につきましても、それ ぞれの市町村でかなり広範囲の団体に補助金、交付金を出しているというような実態があるわけでござ います。これにつきましても、従来行ってきた補助制度の内容をまず検討するということが必要になっ てまいります。それから、これから建設していく市町村の振興にどのようにそれぞれの団体の事業、団体に対する補助が役立っていくのかというような観点、それから新しい市町村の財政状況がどうなるかというような観点、それらのことを十分把握しながら検討していくということになろうかと思っております。

最後でございます。25ページでございます。慣行の取り扱いに関することでございます。慣行とは何かということで例示が載っております。市町村章、市町村民憲章、市町村の花、木、鳥、歌、それから市町村の行事というようなものでございます。新しい市町村の一体性の確保という観点からは当然できるだけ早く統一するという考え方になるわけでございますが、それぞれ地域において愛着の深いものがあるわけでございますので、それらを何らかの方法で伝えていく、伝承していく、継承していく、それらのことについてご協議をいただくというような考え方でございます。

ちょっと長くなりましたが、以上で基本的な事項の説明は終了いたします。

# 議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。

以上が合併に関する基本的な事項ということで、言葉を変えれば合併に当たって決めておかなければならない必要最低限の項目がこれらの項目であるというふうに考えられるわけでございます。これらのものが全部詰まっておれば非常に法定協議会に移行してもスムーズにいくということになるわけでございますが、多少全国的な立場での説明があったかと思いますが、これら踏まえていただきまして、当任意協議会でこれらの基本的事項の協議をどのような順番で行っていくかということで各委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは、ご意見がある方は挙手をお願いを申し上げます。これらの項目について順番に任意協議会の段階で協議を進めて一定の結論を出していくことになるわけですが、その協議の手順といいますか、 それをどのように進めていくかについてご意見を賜りたいと思いますが。

# はい、どうぞ、

# 委員(伴内勝栄)

見附市の伴内と申しますが、非常に重要項目が今説明があったわけですけれども、何といっても合併の仕方、編入、新設どちらになるかによって、例えばの話が条例関係等も編入の場合は、新設のみが残って編入の条例はもう抹消されるということですから、それら等を考えると大変な作業になろうかと思うわけですが、何といっても合併の方法を、新設か編入かを決めないと先へ進まないのではないかというような気がいたしますが、どのようにお考えですか。

#### 議長(森 民夫)

特に事務方でもってまず考えを決めているわけじゃありませんので、今のご発言でご意見よくわかりましたんでほかの方のご意見ちょっと伺ってみたいというふうに思いますが、何かほかにご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(村上雅紀)

見附市の村上と申します。基本的にはこの1番の基本項目が決まらないことには次へ進めない状態があると思いますんで、会長がお許しであるならば必要に応じてこの1番、基本項目において小委員会を設置するなり、それをまたこの任意協の方に上げるなり、そういうふうなやり方がよろしいんじゃないかなと思いますし、できるだけ時期に関しては、これまた基本項目が決まるとそれぞれ住民にある程度の説明やある程度の審判というか、そういうのを仰ぐ部分も必要になろうかと思いますので、できるだけ早目に、この基本項目に関しては早い時期に必要に応じて小委員会を設置するなりした方がいいと思うような感じがいたしますので、提案させていただきます。

# 議長(森 民夫)

ほかにご意見ございませんでしょうか。この際でございますから、何かお考えあればどうぞご自由に 手を挙げていただきたいと思いますが。

どうぞ、どうぞ。

委員(若杉リツ)

申しわけありません、見附市ばっかし発言しまして。

議長(森 民夫)

ええ、どうぞ。いや、結構でございます。

委員(若杉リツ)

私も、大きい小さい、また力があるなしにかかわらず、この先ここで一緒に考えて新しい未来をつくっていこうということであればみんな一列に並んで、吸収とか編入とかという、そういう違和感のあるような言葉でなく、対等の新設合併でいきたいということを強く主張したいと思いますが、お願いいたします。

# 議長(森 民夫)

それはまた協議に入った中での議論ですので、ご意見の方はよくわかりました。ただ、いろいろ先ほどこれだけ、二十数項目出ましたけども、どういう手順で議論を進めていくかということをとりあえず今ご意見伺いたいと思いますんで、その議論が始まりましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

委員(石黒貞夫)

越路の石黒と言います。私は、基本的にやっぱり事務局の方からご提示のありましたこのとおりで進行すべきではないかなと、それが一番妥当かなと、私はそう感じております。

以上です。

議長(森 民夫)

はい、どうぞ。

#### 委員(今泉 實)

中之島の今泉です。ただいま合併に関する基本的な事項、協議内容の説明が暫時あったわけでありますが、いずれにいたしましても から まで全部やらなきゃならんわけでありますけれども、さりとて5 1名の皆さんがこうした形式で逐一やることもそれはやぶさかではございませんけれども、さっき見附の村上さんがおっしゃったように、やはり幹事会がつくられておるわけなんで、そういう中で基本項目、あるいは法による特例項目とかその他の項目あるわけでありますので、分類された中で、そしてそのものが暫時上がってきたものをこの中で協議をすると、こういう方法が極めて合理的であるし、また中身を見ればかなり専門的な分野が占められておるわけでありますので、そういうものはいかがなもんかなと、こういうことでご意見を申し上げた次第であります。

以上です。

議長(森 民夫)

はい、どうぞ。

委員(西川洋吉)

栃尾の西川でございますが、私の考え方も大体似かり寄ったりでございますけれども、まずただいま 説明をいただきました基本項目の順によって、大体全体会議であらかじめ皆さんの意見を集約した上で そういう小委員会か何かでさらに専門的にこなしていくと。専門委員会でこなしたものを全体会議にか けてという方法がありますけれども、あらかじめこの項目を一定理解をした上で、委員の皆さんがどう いう考え方を持っているかということを承知した上で小委員会でさらに詰めていくと、そんなような形 でどうかと。

以上でございます。

議長(森 民夫)

ほかに何かご意見ございませんでしょうか、かなり活発なご意見が出てきて大変ありがたいと思うんですけども。特にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(大桃健三)

三島の大桃と言います。この19項目につきまして協議の順番についての意見ということでございますが、これは基本項目が、これ要するに基本中の基本でございますので、このまず基本項目決めていただきたいなと思います。したがって、それによっていろいろの法的な特例項目、あるいはその他によっての、細部にわたっての検討が出されるものと思いますので、まず基本中の基本を決めていただきたいと、こう考えます。

議長(森 民夫)

はい、どうぞ。

委員(石坂敏雄)

越路の石坂でございますが、まずもって私はこの基本項目、それから2番、3番、その順にやはり検討に入るべきだというふうに思いますので、中身的なことは先ほど来いろいろありましたけれども、それはこれからの問題でございますので、そういうことで進めていただければと、こういうふうに思っております。

議長(森 民夫)

どうぞ。

委員(馬場潤一郎)

いろいろ意見をまだまだ持っている方はたくさんおられると思うんですが、いずれにいたしましても今説明のあった基本項目から法によるもの、その他のものいろいろあるわけですけども、恐らくこれここで幾ら議論しても、なかなか詰めて今日決めるとか、2回目で決めるとかというような簡単なものではないと思いますので、順次議長の方で進めていただいて、そしていろんな意見があったらこの場でもって決めるということでなくても、いろんな意見を委員の皆様方からいただいて、それを参考にしながら再度意見がいろいろ分かれるものについては小委員会、あるいは幹事会等で詰めていただいて、またこちらに再度上げてもらってまた議論いただくというような、そんなような形で順次進めていったらいいのではないかなという気がいたしますが、もし皆様方からまたそういうことであれば、とりあえずこの項目に沿って順次皆様方の意見を項目ごとに出していただいて、ないものはないものでいいと思いますし、あればまたそれを参考にして、詰まるものはここで決めていただいても結構だと思いますけれど、難しいものについてはひとつまたいろんな、さっきいろんなご意見もございましたが、それなりのまた小委員会、幹事会等でもってご検討いただくというようなことでも私はよろしいのではないかと思いますが、意見として申し上げさせていただきます。

議長(森 民夫)

どうぞ。

委員(樋山粂男)

今ほどいろいろご意見ございますが、一々ごもっともだと思うんでございます。基本的事項はあくまでも基本的な事項ではございましょうけれども、30万都市構想、これをもって新しい市をつくろうじゃないかというようなことで立ち上がっておるわけでございます。今この基本的な事項というのを見ますと、これはあくまでも方法論的な事項でございます。その前にみんなが新しい市についてどういう一体考え方を持っているのか、イメージを描いているのか、それがなければ、方法が先に立って目的が後にくるという、そういうそしりを免れないと、こう思います。したがいまして、今日の議題の2番になっておりますけれども、ある程度新しい市についての共通の理解、そういうものを描いた上で、それならばこういう方式がいいんじゃないかといくべきだと私は考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。

どうぞ。

#### 委員(矢野一夫)

長岡の矢野であります。今ほどご提案されておりますこの協議の協議順であるわけでありますが、先ほどのいろんなご意見が出ているわけでありますが、いずれにしましても時間をかけて協議、検討をしていかなきゃならない問題ばかりであります。今お話しのように、協議の順については今ここに示されたこの順序でご協議を願い、また方法等については先ほどのご意見を十分反映しながら会議の遂行を見守っていく、そして協議していくと、こんなふうにお願いしたわけでありますので、最終的には今提案されたこの順序で協議されるようにお願いをいたします。

以上であります。

議長(森 民夫)

ほかにご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

# 委員(坂牧正憲)

山古志の坂牧でございます。ただいまそれぞれの皆さんからご意見ごちょうだいいたしましたが、一応この基礎は先ほど話がございましたように、編入か新設かというような具体的な問題が第一であって、それを決めていただいて、その後は順次 1 から19までということでひとつ決めていただいたらどうかと思います。私は、そういう提案させていただきますが。

以上です。

#### 議長(森 民夫)

ほかに特にございませんでしょうか。基本的に皆様のご意見を集約いたしますと、この合併に関する 基本的な事項のやはり基本項目から順番に議論すべきであるというご意見が非常に多かったと思います。 ですから、そういうふうに議論を進めることが妥当ではないかと思いますが、また一方で中之島の町長 さんのご意見にありましたように、例えばこれはこう決めたとか、こう決めたと一つ一つ決めながらい くといっても、議論が対立したときにじゃ多数決で決めるというわけにもまいりませんし、ある意味で は進め方としては、議論はこの順番でまいりますけれども、決めにくいところはその議論の推移を見な がら順次決めていくという一つの余裕を持ちながら進めたらどうかと、こういうふうに思いますが、い かがでしょうか。

「異議なし」という声あり

#### 議長(森 民夫)

中之島の町長さんおっしゃった議題の2にあります新市の将来構想というのもやはり重要でございますので、この議論も並行しながら進めていくと。ただ、議論が煮詰まる段階であればどんどん煮詰めながらいくわけですが、煮詰まらなければそれは継続して議論を進めていくということにしたいと思いま

すが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

議論は、この順番でとにかく進めるということにしたいというふうに思います。

それでは、議題1につきましてはそういう順番で次回以降進めてまいりたいと思いますが、具体的な小委員会、あるいは幹事会でのご提案もございましたその検討の進め方につきましてはまた幹事会等で、これは方法論でございますので、検討の方法論につきましてはまた幹事会の中で議論をさせていただいた上で小委員会にするかあるいは幹事会にするか等は決めさせていただきたいというふうに思います。よるしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、議題2の新市の将来構想等の作成方法についてを議題とさせていただきます。

高橋事務局次長の方からこの資料の説明をお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、説明いたします。議題の2でございます新市将来構想等の策定方法について、大変恐縮ですが、策定方法の説明に入ります前に、追加資料としてお配りしてあります左上にホチキスで1カ所とめてございます合併に係る総合コンサルティング業務委託業者決定の経緯についてまずご報告をさせていただきます。

それでは、説明をいたします。今回の新市の将来構想等の策定に当たりまして、業者の方に委託をしましてある程度の部分を調整をしたいということにつきましては、1回目の事業計画の中でご承認をいただいているわけでございます。その考え方で事務を進めさせていただいておりまして、業者が決定しておりますので、ご報告をさせていただくものでございます。

委託業者名は、建設技術研究所、そしてUFJ総合研究所の共同体でございます。委託予算金額につきましては、今年度分としまして700万円を予定しております。それから、契約の締結時期でございますが、2月下旬となっておりますが、先ほどの電算化状況の調査の委託と同じようにご報告後できるだけ早く契約をし、できるだけ早く作業に入りたいと考えております。業者選定の経緯でございますが、本業務につきましても先ほどの電算化状況の調査と同様に、いわゆるプロポーザル方式、プロポーザルの手法で選定をいたしました。コンサルタント会社11社の中から、7社から企画提案書の提出を受けました。3日間にわたり事務局で専門的にヒアリングを実施し、業務の遂行能力、担当者の経験と能力、業務への取り組み姿勢等々を考え、それからノウハウ等ももちろんそうですが、上記業者、具体的には建設技術研究所とUFJ総合研究所の共同体を選定したものでございます。

なお、この業者につきましては、他地域の合併の協議会であるとか、比較的大きな地域の総合計画なども携わっているという実績がございます。それから、かなりの短期間で膨大な業務になるわけでござ

いますが、体制としましていわゆる建設技術研究所は総合コンサルタントという形になりますし、UF J総合研究所はシンクタンク、いわゆる研究機関というような位置づけになりますので、このジョイン トにより総合的に業務に携わるという考え方でございます。以上、業者決定の経緯について報告をさせ ていただきました。

それでは、続きまして、新市将来構想の策定方法についてご説明をいたします。 2 ページ目、策定の方法についてお開きください。 1 番、策定の基本的な考え方でございます。 8 市町村が合併したと想定をいたしましてマーケティングを徹底し、新市の将来性や可能性を検証し、住民の視点でベストな姿になるような戦略や仕組み等をつくっていきたいという考え方でございます。

それから、3の策定期間等でございますが、できるだけ早く作業に入りまして、予定どおり7月には終了したいと考えております。なお、協議会には毎回作業の進捗状況を報告させていただくとともに、4月には中間報告を、7月には最終の報告をという予定を考えております。

それから、5番の策定の体制でございます。今回の将来構想の策定に当たりまして小委員会を設置したいと考えております。小委員会の内容につきましては後ほど説明をいたします。小委員会も含めた策定のための体制ということでございますが、当然のことながら任意協議会の本体、最終的な意思決定機関ということになります。それから、今ほど説明しました小委員会、協議会から付託を受けて詳細に協議、検討をするというふうな考え方でございます。それから、住民参画、さまざまな観点からの住民参画を取り入れていきたいと考えております。さらに、協議会の中にそれぞれの分野を受け持つ専門的な分科会がございますが、特に総合計画を検討いたします、受け持っております企画総合計画の分科会、それからそれぞれの専門的な分科会についても当然分野別に調査や検討を行うということになります。コンサルタントにつきましては、今ほどご説明したとおりでございます。さらに、私ども事務局も当然のことながら全般にかかわって資料作成、策定にかかわっていくということでございます。なお、ここには書かれておりませんけども、当然のことながら各市町村の合併の担当者、そして県、さらに県の出先でございますが、地域振興事務所など連携をとりながら進めていくことは当然と考えております。

少し具体的にどういう形でやっていくかということになるわけですが、4ページをお開きください。 新市将来構想策定の、ここでは流れを示しております。個々さまざまなやり方をしていくわけですけど も、作業項目としましてさまざまな観点からの調査、それから現状の分析、そこを1回検証しまして、 検討しながら構築してつくっていくということになるわけですが、その際に住民参画を積極的に取り入 れていくというような全体の流れで考えております。そして、最終的に将来構想を策定していきたいと いうのが作業の方の流れでございます。

次に、小委員会の設置についてでございます。5ページでございます。任意協議会の規約の中で、協議事項を専門に調査、研究させるため、小委員会を置くことができるという規定がございます。さらに、同じ条の中で、小委員会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定めるとなっております。したがいまして、小委員会の設置について会議にお諮りをしたいものでございます。

小委員会を設置する目的というか、考え方ということでございますが、短期間で効率的な策定作業を行う必要があるということ。実効性の高い構想を策定するには規約に基づく小委員会を設置し、任意協議会の付託事項として素案を作成し、それを本体の協議会に上げていくことが細かい点まで議論ができ、なおかつ効率的であるということ、このことから小委員会を設置したいと考えておるわけでございます。

次に、6ページでございますが、小委員会の内容でございます。目的としましては先ほど説明したと おりでございますが、委員のところをごらんください。現在の案ということでございますが、委員は17 名が適当ではないかと考えております。これは、それぞれの構成市町村からお二人ずつ、学識経験者か らお一人、合計17名という考え方でございます。内訳としましては、現時点の案としましては、それぞ れの市町村の助役から1人、助役が委員になっておりますので、助役から1人入っていただく。もう一 人は、議会の代表または住民の代表、どちらかお一人から入っていただくと。さらに、学識経験者から お一人入っていただくと。なお、議会代表または住民代表どちらかということにつきましては、それぞ れの代表の中から互選でお選びいただいてはどうかと。それから、学識経験者については、会長が指名 してはどうか、選出してはどうかという考え方でございます。組織としましては、委員会ですので、委 員長、副委員長を置くというような考え方をしております。それから、内容、小委員会の役割というこ とになろうかと思いますが、将来構想の素案を策定するというような考え方でございます。任期につき ましてはこれからの作業になる部分もございますが、3月から将来構想策定日までと考えておりますが、 早ければ2月から設置することも可能かと思っております。それから、小委員会につきましては随時開 催を考えております。さらには、小委員会での協議結果につきましては、小委員会開催後の一番近い協 議会において報告をするとともに、素案が作成された場合については協議会に諮るというような考え方 でおります。これらの考え方を組織体制としてイメージでまとめたものが7ページでございますが、こ れはあくまでも体制図のイメージでございますので、実際の業務の進捗状況や内容によって柔軟に対応 していきたいというふうに考えております。

それから、皆さんのところにこれらの資料をお送りする段階的ではまだ細かい点まで、スケジュールの部分、それから住民参画の部分が、議論が事務局としてもできない部分がございましたが、今時点での案を先ほどお配りいたしました、追加資料でお配りしましたコンサルティング業務の業者決定の経緯の次のページにA4で、横長で入っておりますので、それをごらんいただきたいと思います。2月から7月のスケジュールの中で作業を進めていくということになるわけですけども、これから直ちにということになりますが、地域の現状の調査や分析作業については直ちに入りたいと考えております。それと同時に、協議会の方で議決をしていただければ小委員会を設置し、そちらの方の作業にも入りたいと考えております。その設置された状況、もしくは同時ということになりますが、3月、4月、5月にかけて住民アンケートを実施したいというふうに考えております。当然実施したアンケートについては分析を加えるということになります。それと同時並行で住民のワークショップ、人数についてはどのぐらいの規模にするかというのはまだ未定でございますが、それぞれの市町村から、住民の方から参加をして

いただくワークショップを考えております。これと同時に、さらに有識者、それから企業などにもヒアリングを実施し、いろんなところからいろんな意見をいただきたいと思っております。当然のことながら住民アンケートを回収し、分析したような結果につきましてもワークショップの方に出しまして、そういったことについてもご意見をいただいたりするというような考え方でございます。これらの作業を進めながら毎回協議会への報告をしていくという考え方でございます。できれば中間報告を4月の協議会にさせていただきたいというふうに考えております。3月、4月、5月というような作業を踏まえまして、6月くらいには将来構想の素案を一たんまとめたいというふうに考えております。この素案の段階で協議会の方にお諮りさせていただいて、ご意見をいただいたり修正する箇所があれば修正を加え、再度協議会本体の方に提案をさせていただいて承認をさせていただくと。でき上がったものについては、報告書というような形でまとめて住民の方へ出したいというのが大まかなスケジュールと大まかな作業の案でございます。

将来構想の策定方法については、以上でございます。

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。

それでは、今事務局から説明を申し上げました新市将来構想の策定方法についてでございますが、委員の皆さんからこの策定方法につきましてご意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

#### 委員(遠藤鐵四郎)

三島町の遠藤であります。ただいまの小委員会を設置したいという提案でございます。もちろん私は 賛成でございますが、この中に委員構成につきまして17名ということが載っております。その(2)番目でしょうか、これは6ページの(2)の構成市町村の議会代表または住民代表いずれか1名ということになっております。これは、この根本であります任意協議会の規約の中には会長が指名をするんだということになっておりますので、会長の権限にとやかく口を出すつもりはないんですけど、しかしこの小委員会につきましては先ほどからいろいろと委員の方々から非常に大切なんだと、特にこの基本4項目を審査するについても、審議するについても必要なんだということで、非常にこの小委員会の任務といいましょうか、やっていただく内容が重うございます。しかも、この小委員会をつくるに当たっては、この基本構想をつくるその最初から参画をしていただくというような趣旨も載っております。私どもの皆さんと一緒につくっておりますこの任意合併協議会というのは、この分野からの代表者、いわゆる行政、それから議会、住民代表、そして学識経験者というこの四つの分野からそれぞれ委員がこうやって出席なさっているわけでありますので、ここでこの小委員会の、こういう重要な小委員会に限り、議会代表または住民代表いずれか1人でいいと、それもあなた方代表者で互選をしなさいということになっておりますが、私はここでできることならば、議員代表1名、そして住民代表からも1名を選出していただいて、合計で25名の小委員会でこれを構成していただいたらどうかと、このように考えております。 と申しますのは、25人もなるとこの任意合併協議会の半数になって、これは小委員会じゃなくて中委員会か何かになるというようなこともあると思うんですが、しかし非常にこの小委員会の位置づけは私は大事だと思っております。先ほど来委員の方々からもいろんなご意見がございました。そのようなことで、私はこの各分野からせっかく出ていただいている方ですので、この小委員会も同じその4分野からの代表の方々からこの基本の小委員会に参画をしてもらうのがいいんではないかと、このように思っています。

以上であります。

議長(森 民夫)

今委員構成についてご提案ございましたが、この件につきましてほかにご意見はございませんでしょうか。

事務局長さんにお伺いしますけれども、この小委員会の案はこういう案になっていますけれども、これがこの協議会の場に出てきたその理由等についてひとつ説明いただけますか。

#### 事務局(北谷)

先ほどもその体制の中でも若干お話しさせていただきましたが、この小委員会、もし設置がお認めいただけることになりますと、この小委員会非常に頻繁に開催されることが予想されます。それともう一点、もちろんこの小委員会でまとめるものは、小委員会の場に出すものは我々事務方も含め各分科会等で素案をつくったものを小委員会に出すものであります。そこで小委員会の委員の方々にもんでいただきまして、案として最終的な意思決定機関であるこの本任意協議会51名の方々にお諮りするという体制でございますので、構成の委員については各市町村2名と有識者若干名ということでいいのではないかという考えで事務局の案を先日行われました幹事会にお諮りいたしまして、本日ご提案させていただいているものであります。

以上であります。

議長(森 民夫)

要するに結構頻繁に開くから余り大世帯にしないという趣旨ですか、したくないという。

事務局(北谷)

いや、そればっかりではありませんけれども、最終的には51名のこの本協議会にかけることになりますので、ここで最終的に意思を決定していただく、最終的にオーソライズいただくということでありますので、小委員会としてはこのぐらいの規模でよろしいんではないかという私どもの判断であります。

議長(森 民夫)

わかりました。

事務局から説明ございましたが、この件に関しまして......

「じゃ、ちょっといいですか」という声あり

議長(森 民夫)

はい、どうぞ。

委員(馬場潤一郎)

私事務局の方にちょっと確認だけしてみたいんですが、先ほどから合併に関する基本的な事項の協議 内容のときにも小委員会といういろいろんのが出てきましたけども、それで小委員会を設けて細部にわ たっての検討を、その基本項目とか全体のものの小委員会なのか、今の小委員会が将来構想だけの小委 員会なのか、その辺が今遠藤町長さんのお話の中でもちょっと混線が見られるような気がいたします。 そこをはっきりと示していただかないとちょっと意味合いが違ってくると思うんで、よろしくお願いし たいと思います。

事務局(北谷)

はい、済みませんでした。言葉足らずで申しわけございません。

私どもが今申し上げている小委員会は、あくまでも新市の将来構想策定に関する小委員会でございます。前回でお諮りいたしました小委員会の設置については、必要が生じた都度この任意協議会の51名の委員の方々に、例えば先ほど来出ておりますが、基本項目についての小委員会をつくるかどうかというのはまたその都度判断していただくということであります。ここに書いてある小委員会は、将来構想策定に関するためだけの小委員会でございます。

委員(馬場潤一郎)

わかりました。

議長(森 民夫)

ご意見。

はい、どうぞ。

委員(五十嵐亮一)

中之島の五十嵐でございます。この件につきましては、基本的に原案賛成でございます。ただいまの 説明でもありましたように、事務方で大体素案をつくるということでございますし、大体において半分 の小委員会なんていうのは余り好ましいもんではないというふうに考えますので、原案に賛成というこ とでございます。

以上。

議長(森 民夫)

ほかにご意見ございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

なしというとまとめが困っちゃう。ひとつご発言。

どうぞ、北村さん。

委員(北村 公)

栃尾の北村でございます。この新市将来構想の策定についての方法は、ここに書いてあるとおりで大方私もよろしいと思うんですが、7の留意事項の中に文言が書いてあるわけですが、非常に複雑で大変多岐にわたっているようなことが多いと思うんです。そうすると、総論ではわかっていても各論に入ってくると、各市町村に持ち帰った場合のことを考えますと、果たしてこの中間報告の策定期間ですけれども、7月というふうに最終報告うたっておりますが、この辺のことについてどうしても7月に上げるということを目標にしてやるのか、それともこの辺は柔軟性があるのか、その辺をちょっとここで論議をしていただきたいと思いますし、お聞かせを願いたいというふうに思います。

#### 議長(森 民夫)

それは、今のご意見は少し時間が足りないんじゃないかというご意見ですか。

#### 委員(北村 公)

老婆心に近いかもしれませんが、そう思うわけでございます。

#### 議長(森 民夫)

それは、事務方の方はどうでしょうか。

# 事務局(北谷)

北村委員ご指摘のとおり、大変な短期間であり、大変だと、我々事務方としても大変な作業が待っているというふうには重々自覚しております。ただし、今後のことを考えますと、やはりこれを目標に今現時点ではやっていきたいと、やっていかなければいけないというふうに考えております。先ほど小委員会でまとめた案みたいなものをまた各市町村に持ち帰って云々というお話ございましたけれども、私どもは、その将来構想を策定するこの小委員会です。これは、ここのメンバーで選ばれた方ですので、ある程度の権限があって、もちろん案でございますが、ある程度の案を責任持ってつくっていただきたい、この小委員会で。それをもってこの最終的な決定機関であるここの任意協議会に諮っていくと、ここでお諮りをするということであります。そういうふうな認識でこの小委員会も今後運営していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

# 議長(森 民夫)

要するに努力すると、こういうふうに言っているんで、やってみてもらうということかなと思いますが。

#### どうぞ。

#### 委員(平野保雄)

この小委員会はアンケートやヒアリングで決めるような形になっておりますけれど、各市町村には長期構想やら長期計画、これがあると思います。これを中に入れてもらうというか、必要なものは入れてもらうような組織にしていただければ非常にいいんじゃないかと思っております。

#### 議長(森 民夫)

前向きなご提案いただきましたが、それはそのように配慮をするように私の方からも注意したいと思

います。ありがとうございました。

委員会の委員の件でございますが、どうしましょうか。何かご意見は。いいか。要するに会長として、小委員会でございますので、やはり随時この委員会に密にきちんと報告を途中段階ですると。そのときにやはりその小委員会に出ていない人がきちんと意見を言えるようにして修正をするというふうに事務方に指示をいたしますので、小委員会は原案どおりにいかせていただきたい。そのかわり委員の皆さんへの説明とか、それは頻繁に行うと。それから、もう一つは、小委員会ですから、委員の方が当然傍聴に行かれるのはもちろん自由であるということにしたいと思いますが、遠藤さん、申しわけないけど、よろしゅうございますか。そういうことで、じゃ原案どおりということで決定をさせていただきます。

それでは、議題の3に入りますが、各種事務事業の取り扱いに関する調整案の作成方法につきまして 事務局の方からご説明お願いします。

# 事務局(高橋)

それでは、説明いたします。

議題の3でございます。各種事務事業の取り扱いに関する調整案の作成方法について冊子になっておりまして、左肩に2本ホチキスでとめてあるもので説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1 枚おめくりください。 2 ページでございます。作成方法についてご議論をいただく、ご意見をいただく前に、研究会でどのくらいの内容で、どのぐらいのレベルで制度の調整について行ったか、その結果を少し説明させていただきたいと思っております。

まず、行政制度の調整ということですけども、簡単に行政制度と、こういう言い方をしておりますけども、実は今お手元の資料の後ろの方に、8ページから11ページまで項目が挙がっております。これがすべてではないわけでございますけども、代表的なもの、比較的重要な制度の名称が挙がっております。いわゆる私ども実務的な作業を進めていく際にそれぞれの事業を区分をしながら進めているわけですけども、そういったものを行政制度というような形で呼んでおります。その制度が8市町村の中でかなり違っている部分が当然あるわけですが、それをどのように調整をして統一を図っていくのか、そういったことがいわゆる制度調整案をつくる考え方というようなことになります。

それでは、また2ページにお戻りください。研究会での結果、成果ということになりますが、まず1番でございますが、行政制度、事務事業の分類結果というのがございますが、全体として1,420の項目について研究会で分類をいたしました。分類の区分につきましてここに書いてありますとおり、住民生活に密接に関係のあるもの、住民生活には直接関係ないが重要なもの、単純に事務のやり方だけの問題のもの、その他というような区分けで1,420まず区分けをしております。

それから、2番でございますが、1番で区分けをしました住民生活に密接に関係のあるものにつきましては8市町村、どこの市町村の制度が住民の観点から見た場合に、簡単に言いますとサービスの水準が高く、負担は低いというようなことになりますが、その観点で見た場合にどこが一番高いのかという

ことを単純に分けたものでございます。これが2番でございます。

それから、制度を一つにしていく、統一していくときの考え方としまして基準がないとなかなかしにくいわけですので、どういった考え方で調整を行っていくか、それが3番の行政制度水準の調整方針でございます。中には相反するような部分も出てまいりますが、一体性の確保、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則、これらのことを踏まえまして調整案をつくる作業をしていったということでございます。

さらに、こういった区分けのほかに、これ3番の2ですけども、これは1,420の項目を調整の方向性、例えば一律に同じ基準で調整する必要があるのか、地域の特性を考慮して違っていてもいいものなのか、調整する際に関係機関と調整する必要あるものなのかどうか、いわゆる建設系のものなので、建設計画の中での議論をするべきものなのか、合併後議論した方がいいものなのかどうか、それから調整する必要全くないものかどうか、その他というような区分けで1,420の項目を区分けをしております。

さらに、制度の調整に密接不可分なものが財政試算、制度をよくすれば当然お金がかかるわけですし、 悪くすればお金がかからないというようなことが起こり得るわけですけども、全項目について財政の試算をすることはできなかったわけですが、主な項目についての財政試算を行っております。まず、人件費としまして、私ども職員の人数の減る部分、それから特別職の方の人件費が減るということを想定した部分で約32億円が節減できるであろうというようなこと。一方で、一律にある程度の項目を最高のサービス、一番高い市町村のサービスに合わせた場合にどのぐらいお金がかかるかというようなこと、ここで歳入歳出合計で106億円ぐらい経費が増になると。243項目ぐらいでそのぐらいの経費になってしまうというような結果が実は研究会で出ております。したがいまして、研究会としましては住民サービス、負担に直接関係するものを一律に最も高い市町村に合わせることは、財政的には困難であろうというような予想がされております。

4ページをお開きください。これらのことを踏まえながら、研究会としましてはサービス水準を調整していく場合の方針としまして三つを確認させていただきました。一つ目は、当然のことながらできることとできないことがあるということを認識する必要があるということです。二つ目は、それぞれの8市町村違いがあるわけです。その違いというのは、地域特性や歴史などの違いがあるわけですので、お互いにその違いを尊重し合いながら制度の調整を図るというのが二つ目でございます。それから、三つ目につきましては、8市町村の制度を比較しますと、結果としまして長岡市の制度が充実しているというような傾向が見られました。したがいまして、全体として住民サービスを低下させないというようなことを考えたときには、基本的には長岡市の制度を目安に調整するのが一つの方法であろうというようなこと、以上三つが研究会では確認をされております。

さらに、研究会の方では、1,420の項目のうち特に住民生活に密接に関係のある21項目につきましては おおむねこういう調整案がよかろうというようなものを出しております。その21項目につきましては、 ここに記載のとおりでございます。 それから、5ページ、7でございますが、全体の1,420項目のうち21項目についてはかなりの作業が進められたわけですけども、それぞれの市町村長さんから、自分のところの市町村にとってはこのテーマ、この制度は重要なんだというような項目も出していただいたり、さらには研究会においても下部組織として分科会が構成されておりましたので、分科会としてはこういった項目が大事なんだと、重要なんだというような項目をピックアップの作業をいたしました。それらの項目についてトータルで164項目あったわけですけども、先ほど説明しました調整の方向としまして、一律な調整なのか、合併後でいいのか、地域特性を考慮するのかというような区分けまでは一通り研究会で終わっているという現状でございます。以上が研究会の結果でございます。

6ページをお開きください。これまでの研究会の経過を踏まえまして、これから協議会でご議論いただくための調整案の作成方法について事務局としてはこのような考え方でご提案をさせていただきたいということでございます。

まず、1 でございます。調整案の作成目的ですが、これは1回目の協議会で決定されました協議項目、 各種事務事業の取り扱いに関することという項目あるわけですが、この調整案を作成するんだということです。

それから、調整案の作成の目標ですが、ここにつきましては、住民の目から見て住民生活に密接に関係し、かつ特に関心が高い事項について、合併後にそれがどう変化するのか、その調整案を作成することにより、住民の方たちに合併後の状況をお示しする、これを目標としたいというふうに考えております。

そして、3でございます。調整案の作成手段と日程でございますが、基本的には1回目の協議会でもご説明いたしましたとおり、分科会というのが、32専門的な分科会ができております。この分科会において研究会で得られた結果や先ほど説明しました六つの基本原則、それから研究会の結果から出てきております三つの調整方針、これらのものを取り入れながら協議会に提出する調整案を作成したいというような考え方をしております。

次に、調整案を作成する項目の範囲でございますが、基本的には協議会でどの項目をという要請を受けて作成していくことになります。もちろんその際に幹事会の意見を聞くということにもなるわけですが、まずは研究会において一番住民生活に密接に関係するというような考え方で調整をいたしました21の項目がございますので、この21の項目につきましては優先してご議論をいただいてはどうかというのが事務局の考え方でございます。そのご議論をいただく中で、協議会の中からこの部分を追加で議論をしたいので検討してほしい、この部分もさらに加えてほしいというようなご意見をいただきながら全体をまとめていきたいというような考え方でございます。

したがいまして、少し案としてスケジュールが一番下のところに表で示されておりますが、今回2回目、本日でございますが、調整案の作成方法をご説明させていただいた上で、ご承認いただければ次回、3月の協議会から21項目のうち何項目かについて実際にご議論をしていただいてはどうか。さらに、4

月についても21項目のうち残ったものについてご議論をしていただいてはどうか。その議論の中から追加の項目が恐らく出てくると思っておりますので、それらの項目については早ければ第4回目、4月もしくは1回おくれて5月ぐらいにご議論をしていただいて、当然1回で議論が必ずしも乾くとは考えておりませんので、予備としまして第6回目、6月を予備としてとって、最終的に7回目、7月でまとめてはどうか、これが事務局の案でございます。

それから、まとめ方の様式、形式ということになりますが、大変恐縮でございますが、一番最後のページ、タイトルが「各種事務事業の取扱いに関する調整方針(長岡地域任意合併協議会)」というのがございます。一つのテーマごとに、まず8市町村の制度の違いをわかりやすくここで記入をして整理をいたします。8市町村の違いをここで整理をすることによって、おのずと課題が出てまいります。その課題を下の欄の右から2番目にまとめたいというふうに考えております。つまりこの課題を調整できれば調整案ができてくるということになりますので、これらの課題を踏まえて調整の方針を事務案としてつくっていきたいという考え方でございます。

なお、その調整方針につきましては、この小さい欄の中にすべて取りまとめるということは恐らくできにくいと考えておりますので、このページの下の方になりますが、各種事務事業の調整方針作成例、これは特に長岡地域オリジナルのものではなくて、一般的にどちらの協議会でも使われている汎用型のものでございますが、このような考え方の中で、つまり制度を現行どおり存続させていくのか、一つに統一していくのか、統一する場合に合併時に統一をするのか、合併後でよいのか、もしくは一つにまとめていくときに制度を少し変化させて新しい制度をつくっていくというような考え方で調整をしていくことができるのか、さらにはこの制度は新しい市町村では必要がないので廃止をしていくかというような区分けの中で事務案を整理して協議会の方に出させていただきたいというのがこの様式の説明でございます。

以上で各種事務事業の取り扱いに関係する調整案の作成方法について説明を終了いたします。

#### 議長(森 民夫)

以上で説明終わりましたが、ご意見ございましたらば挙手をお願いいたします。特にございませんで しょうか。

「なし」という声あり

#### 議長(森 民夫)

私から申し上げるのもちょっと何ですが、率直な印象を申し上げまして、ここまで全部詰まっておりましたら詰まった段階で、これが本当に7月までもし詰まれば、8月にすぐにでもご了承さえ得られればもう合併できるみたいな感じの中身になっているという、少し頑張り過ぎじゃないかという、つまり個々の非常に細かい制度は、仮に合併するとして新体制になって新しい市長と助役が考えるべきこともあるわけです、新しい市の体制の予算執行の問題であるとすれば。ですから、もちろん調整を一生懸命やるのは大変大切なことだとは思うんですが、例えば一つ一つの個々の制度のところに議論が余りにも

この任意の協議会でいっちゃって、それで合併するしないの判断するというのもちょっと少し違うような気が私はしておりますが、ご意見もないようでございますので、作業をとにかく進めていただくということで、私のつぶやきは先行きちょっと心配なんで申し上げているんで、先行きそういう心配が出てきたときに改めて議論をさせていただくということにさせていただきたいと思いますが、ほかに何かご意見ございますか。何か会長けしからんこと言ったとかというご意見があれば承ります。先ほど北村委員のご意見もございましたけども、本当に7月まで将来構想できるのかということも含めまして、重点を置くべきところとそうでないところを、議論の順番もそういうご意見だと思うんですが、やはり本質論からきちんと詰めていくというスタンスは基本的に維持していきたいというふうに思いますので、今後ともご協力よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議題の4に入らせていただきます。任意協議会の先進地視察についてでございますが、事 務局から説明お願いいたします。

#### 事務局(高橋)

それでは、説明いたします。

1回目の協議会において、先進地の視察をすることについては事業計画の中でご承認をいただいているところでございます。本日具体的な内容が決まりましたので、ご説明をさせていただくものでございます。

先進地の視察につきましては、前橋にあります広域市町村の任意の合併協議会を視察をしたいという ふうに考えております。参加委員につきましては、それぞれの市町村ごとに4人以内ということで考え ております。最大で合計32名ということになります。当然委員さんのほかに、私ども事務局も何名か随 行をするというような考え方でおります。

なぜ前橋を選んだかということでございますけども、任意協議会が昨年の4月に実は設置されておりまして、協議がかなり進んでおります。後ほどまた少しお話しいたしますけども、さらに合併の規模が、合併しますと長岡地域と同様に30万人を超える中核市の規模になる団体でございます。したがいまして、こちらの協議会が私どもとしては参考になるということで選定をしたものでございます。

いつ行くかということでございますが、期日は今月の26日、2月の26日ということで予定をしております。なお、既にスケジュール調整に部分的に入らせていただいておりますけども、スケジュールをお示しするのが少し遅かったようでして、既にさまざまなスケジュールが入っているというような状況もございましたので、連絡がおくれましたことをおわびさせていただきたいと思っております。

今までの任意協議会の前橋の状況ですけども、先ほど申しましたように昨年の4月に協議会を設置しまして、当初3市町村でスタートしたわけなんですけども、協議会をやっている途中で一つの村が参加し、現在4市町村で協議を行っているという状況です。昨年の11月の時点で既に7回の協議会が終わっておりまして、これまで合併方式を含めました24の協議項目について協議を行い、そのうち21項目が承認されているという状況でございます。そして、一番直近の協議会、これは既に終わっているわけです

けども、合併の期日に関すること、それから地域審議会、市町村建設計画の案に関すること、これらに ついても協議が進んでいるという状況ですので、かなりの部分参考になるのではないかと事務局として は考えております。

以上でございます。

議長(森 民夫)

はい、ありがとうございました。

この議題につきましては、視察の相手先もありますので、皆さんお忙しいところは大変恐縮でございますけども、今事務局で説明した内容でできるだけご参加をいただきたいということで、参加いただけない方はやむを得ないけれども、できるだけ参加いただきたいということでよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、議題4につきましてはそのように決定をいたしました。

それでは、次回協議会日程についての前に、今後の進め方等につきまして一応今日の議題四つ終わったわけでございますが、全般含めまして特にご意見がございましたらばお受けをしたいと思いますが。 よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長(森 民夫)

じゃ、それではないようでございますので、その他の次回協議会の日程についてということで事務局からお知らせをお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、次回の開催日程につきまして説明をいたします。

次回は、3月13日木曜日でございますが、長岡グランドホテルで開催をさせていただきたいと考えております。時間についてでございますが、3月はそれぞれの市町村議会の開催中でございますので、その関係で昼間の日程ではなくて夜の日程で、具体的には午後6時30分からとさせていただきたいというふうに考えております。夜の時間になりますので、皆さんお忙しいとは思いますが、ぜひこの日程でスケジュール調整をしていただきますようにお願いをいたします。

議長(森 民夫)

これは、夕食は済ませてこいと、こういう意味ですか。

事務局(高橋)

はい、そういう意味でございます。恐縮です。

議長(森 民夫)

夕食は出ないそうでございますので、済ませてお願いを申し上げます。

事務局(高橋)

なお、開催案内につきましては、第3回の議題等が決定した後改めて正式に文書で発送させていただきますので、まず日程の確保の方についてお願いをしたいと思っております。

議長(森 民夫)

はい、わかりました。ありがとうございました。

では、これをもちまして本日の会議日程はすべて終了いたしました。皆様方には会議運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。それでは、次回よろしくお願いを申し上げます。

事務局(高橋)

恐縮ですけども、この後の記者会見についてひとつお話をさせていただきます。

今日の会議終わった後、これから市町村長さんと議会の議長さんにつきましては記者会見が予定されております。前回と同じ場所になりますが、同じこのフロアの柏という部屋になりますので、よろしくお願いをいたします。

(散会 午前11時55分)